

事例の種類・名称	事例の種類	事例の名称
		【広域化(事業統合)】
事業規模等	給水人口 : 889,965 人 1日最大給水量 : 355,609 m <sup>3</sup> /日 給水面積 : 648.18 km <sup>2</sup> 職員数 : 【直営】400人【第三者委託】 - 人【委託】 - 人	※令和7年2月現在
スキーム等	<p>【経営主体・組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営主体 企業団(一部事務組合)</li> <li>○構成団体 27団体(県・26市町村)</li> <li>○組織 構成団体の連携による組織づくり(重要事項を全構成団体首長で協議する場「運営協議会」設置、企業団議会も全構成団体の議会から選出された議員で構成 等)</li> </ul> <p>【業務の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県の用水供給事業、26市町村の水道事業、水質検査センター組合の水質検査業務を事業統合</li> <li>○構成市町村の下水道業務の一部(下水道使用料徴収等業務)、構成市町村以外の県内構成市町村の水質検査業務を企業団が受託</li> </ul>	
経緯	<p>H29年10月 県・市町村長会議において「水道広域化の目指す姿と方向性」を県より提示</p> <p>H30年4月 検討会(実務者レベル)発足 水道広域化の具体的検討を開始</p> <p>R3年1月 事業統合等に向けた覚書締結(R7年度からの事業統合、統合当初からの水道料金統一等の方向性に合意)</p> <p>R3年8月 広域水道企業団設立準備協議会(知事・市町村首長レベル)発足</p> <p>R5年2月 基本協定(知事・26市町村長)締結、基本計画(統合後の基本的運営方針)策定</p> <p>R6年11月 奈良県広域水道企業団(一部事務組合)設立</p>	
事業統合のメリット	<p>①施設整備面 将来の水需要に応じた最適化、老朽対策・耐震化のスピードアップ ※水道広域化に対する国交付金、併せて措置される県の財政支援を活用し整備を推進</p> <p>②水道料金面 各団体が単独経営を続ける場合よりも将来の料金水準の上昇を抑制</p> <p>③事業運営面 市町村区域を越えた人的資源の有効活用 業務標準化やIT環境の共通化による業務の効率化</p>	
事業統合のデメリット	<p>①これまでの課題 水道料金、財政状況、施設設備の老朽度合の市町村間の差異の存在、資産の引継のしかた、市町村下水道事業の取扱</p> <p>②今後想定される課題 財政の健全性確保・維持のための適正な料金水準の維持(料金改定)、市町村事務所の集約化、業務共同化等を踏まえた適正な人員管理 等</p>	
業務形態	<p>①公公連携: 県の水道用水供給事業と26市町村の水道事業の統合</p> <p>②業務委託(個別・仕様委託): 営業業務、浄水場の運転管理業務など(今後は、事務所集約化に併せた営業業務の包括委託や、管路・施設整備業務のDB(デザインビルド)などを推進)</p> <p>③その他: 構成市町村の下水道業務の一部(下水道使用料徴収等業務)、構成市町村以外の県内構成市町村の水質検査業務を企業団が受託</p>	
対象業務(維持管理体制)	<p>※実施体制(直営又は委託)は事業開始当初は統合前の業務体制を引き継ぎ、事務所統合の時期までに順次共同化する予定</p>	
浄水施設維持管理	事業開始当初は、業務委託(個別、包括)、直営など統合前の各団体の業務体制を引き継ぎ、その後、監視制御システム更新時を目的に運転管理等の共同委託を検討する予定	